

保健所における難病患者療養支援について

東京都多摩小平保健所（医師） 百 済 さ ち

1. 管内の概況

東京都東北部地域。面積20.46km²，小平市，保谷市，小平市の3市を所管管内人口168,408人

2. 保健所の概況

職員総数69名，域保健推進担当副参事（保健婦）1名，同担当保健婦1名，保健サービス課保健婦16名，そのうち難病担当専任保健婦1名

3. 難病事業

(1) 医療費助成申請窓口

国庫補助対象疾病（1,109人）東京都単独補助疾病（1,174人，そのうち慢性肝炎，肝硬変・ヘパトームで927人），来所者については全員面接，なお，当該疾病で医療費の助成を受けていない身障手帳受給者の把握については各市の福祉担当者等との連携による把握。その他，関係機関等からの相談等による把握（全把握患者数2,605人）

(2) 保健活動等

所内面接，電話相談：保健婦，必要に応じて栄養士，歯科衛生士も対応
保健婦，必要に応じて栄養士，歯科衛生士による訪問相談
理学療法士等による難病リハビリ教室の開催
理学療法士等による訪問リハビリ指導
難病検診，難病相談，講演会の開催
患者会，自主グループに対する支援 事業実績（表1）

(3) 地域における支援ネットワークの構築

（患者・家族が必要としているニーズの把握，サービスの提供にあたっての調整，関係機関の役割の確認及び連携）

事例検討会の開催
看護関係者等との連絡会の開催
保健所保健福祉調整会議の開催
二次保健医療圏における難病対策会議の開催
各医師会開催の在宅難病患者在宅診療事業への協力

表 1

医療費助成申請数	2,283人実数
訪問相談延件数	418人
所内、電話相談延件数	2,556人
関係機関との連携延件数	1,283人
リハビリ教室延参加者	278人
リハビリ指導延件数	58人
専門医相談	3回
療養教室	3回
講演会	4回
関係機関との各種会議	34回延
自主グループへの支援	20回延

表 2 指導区分による把握患者の内訳（H9年度末）

	神経系	膠原系	その他	合計	
要協力援助	51人 9.5%	10人 2.3%	11人 0.7%	72人	2.8%
要援助	239人 44.3%	47人 10.8%	128人 7.9%	414人	15.9%
要観察	249人 46.2%	379人 86.9%	1,491人 91.5%	2,119人	81.3%
合計	539人 20.7%	436人 16.7%	1,630人 62.6%	2,605人	100%

(注)要協力援助：療養上問題があり、患者の自己管理や解決能力が不十分、あるいは患者援助が不十分な場合。医療機器貸与、在宅訪問診療、全面介助または一部介助のケースで介護者が高齢の場合、介助が必要で単身者等の場合

要援助：患者の自己管理や解決能力が不十分でも家族の援助が十分な場合

要観察：療養上、問題があっても問題解決が十分期待できる場合

4. 考 察

東京都の保健所における難病対策は昭和58年度から全ての保健所で取り組んでいるが、地域保健法の施行後、広域的、専門的なサービスの展開が求められており、保健・医療・福祉を総合的に提供出来るよう各市との連携が望まれる。

地域保健法施行後設置された難病担当専任保健婦が、地域診断や関係機関との連携に重点を置いて地域における支援ネットワークのコーディネート機能を果たしている。

多くの患者の中で表2に示すように全患者の2.8%、神経系患者の9.5%、膠原系患者の2.3%、その他の疾患では0.7%が要協力援助であり、要援助者414人を加算した486人（約20%）に対してよりきめ細かい療養支援計画、サービスの調整及び評価を推進するとともに、介護保険制度との関連についても配慮する必要がある。

難病患者に対する地域の医療体制について

百 濟 さ ち

難病患者の医療体制については、従来は

- (1) 診断が確定できる専門病院（専門医）の確保
- (2) 急性期における治療が課題であったが、医療依存度の高い患者が在宅療養を選ぶことが増加しており、地域で安心して療養できる条件として
- (3) 病状安定期における日常の健康管理
- (4) 病状の変化に応じ緊急に入院できる体制の整備が急務である。

そのためには、日常の健康管理を行い、必要に応じて専門医との連携を行い、専門医と協同して訪問診療を行ったり、患者の病状の変化に応じ、緊急一時入院につなげるかかりつけ医の確保が重要である。当保健所管内での医療資源は表1のように数は全国、東京都、二次医療圏に比較して少ないが、管内における利用を表3及びグラフに示した。また、表2に地区医師会における訪問診療事業の状況、表3に患者の治療機関の所在地、表4に各医師会の取組状況を示した。

表1 管内における医療資源

	病院数	内 訳	診療所
小平市	9 (5.2)	国立病院1（精神，神経） 国立病院1 市立病院7	120 (69.0)
田無市	4 (5.3)	精神病院1 市立一般病院3	46 (61.2)
保谷市	1 (1.0)	市立病院1	72 (71.8)
系	14 (4.0)	国立病院1（精神，神経） 公立病院1 市立病院11	238 (68.1)

() 内人口10万対

表2 地域医師会訪問診療事業
(周知，利用状況及び今後の希望)

知っていた	知らなかった	無回答	
61人	156人	20人	
26%	66%	8%	
利用の有無 61人中	有	17人	28%
	無	44人	72%
今後の利用の希望			
必要としない	有	無	無回答
64人	116人	14人	43人
27%	49%	6%	18%

調査回答者 237人

表3 難病患者の治療機関の所在地

	小平市	田無市	保谷市
	117人	64人	56人
小平市内	56人	16人	14人
田無市内	1人	18人	2人
保谷市内	0	0	6人
管内合計	57人	34人	22人
	47%	53.1%	39.3%
管外合計	60人	30人	34人

調査回答者 237人

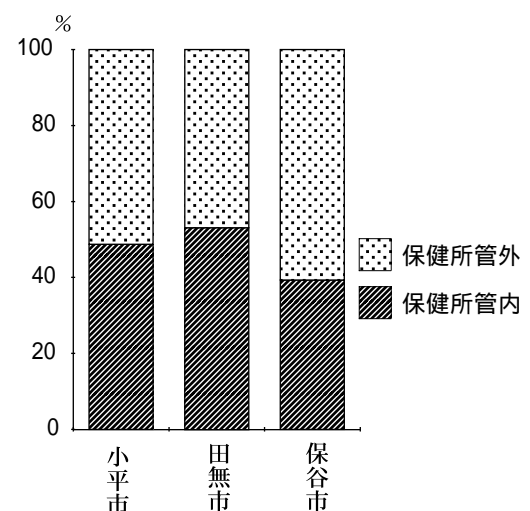


表4 医師会の取り組み状況

	小平市医師会	田無市医師会	保谷市医師会
訪問診療事業			
医療機能連携			
訪問看護ステーション	予定		

二次医療圏におけるモデル事業
医師会事業として組織的な取組
会員が個々に対応

考 察

当保健所管内では難病患者で要協力援助、要援助として、保健婦が捉えている方を対象にした調査結果（調査回答者237人、回答率約60%）では、39.3～53.1%が管内の医療機関に受診しており、そのほとんどは国立病院，公立病院，私立病院で診療所の受診は少ない。今後の在宅ケア，介護保険制度の導入時の対応などを考えるとき，地区医師会における訪問診療事業の充実や，地域のかかりつけ医機能や病院と診療所との病診連携の推進が重要である。

東京都における緊急一時入院制度は，家族の介護に支障が生じたときに利用できるようになっており，今後は患者の病態の緊急時に利用できるような体制整備や病診連携による病院のベッドの有効利用等が必要である。

専門病院と地域の関係者が連携を図り，患者が退院するにあたっては事前に患者・家族の意向や地域の状況を把握して対応出来るように調整することが重要であり，保健所の保健婦が地域の窓口となる事を明確にする等創意工夫が必要である。

